

令和6年度

日利用の学校施設の使用について（概要）

北京日本人学校

1 受付および使用期間

随時（原則として3月・4月を除く）

2 対象者

- (1) 日本国大使館
- (2) 本校に在籍する児童生徒のみで構成される、保護者が主宰運営するサークル
- (3) 北京日本倶楽部に登録する同好会
- (4) その他 ※本校や日本に関連がある団体に限定しております。ご了承下さい。

3 使用できる学校施設と開放時間

		土曜日・日曜日					
		8-10	10-12	13-15	15-17	17-19	19-21
1	運動場	①	②	③	④	⑤	⑥
2	体育館	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

◎上記以外の施設・日時を利用したい場合は、本校長の許可が必要です。

◎長期休業中は土日のみ使用できます。

◎使用にあたっては、サークル・同好会・その他の順に優先とします。

4 使用料

使用団体	使用料（1時間あたり）
日本国大使館	50元
本校に在籍する児童生徒の保護者が主宰運営するサークル （※参加者は本校の児童生徒のみ）	50元
北京日本倶楽部に登録する同好会	100元
その他（学校長が許可した団体）	200元

◎50人以上で活動する場合は、警備員の配置を団体の負担で行う必要があります。

（あくまで目安として1時間60元～）

5 使用ルール

- ・ 学校行事、授業等で使用できないこともありますので、予めご了承ください。
- ・ 入校できるのは、事前に入校申請をして承認を受けた方だけです。
- ・ 交流試合や合同練習会等、別団体を招いて活動することはできません。
- ・ 使用者に違反行為があったときは、登録を抹消し、以後利用は禁止します。
- ・ 施設使用対象である北京日本倶楽部同好会にあたっては、利用者は倶楽部加入者であることを前提にしています。

6 利用者登録申請書の提出について

(手続きの概要)

① 以下のものを作成し、団体登録責任者ご本人が持参の上、提出ください。

(1) 利用者登録申請書 ※申請には連絡用のメールアドレスが必要です。

(2) 誓約書

(3) 団体登録責任者の方のパスポートのコピー

◎ご本人確認をします（パスポートと北京日本倶楽部会員の方は会員証が必要です）。

◎使用に関して契約や連絡等が滞りなく行えることが前提ですので、団体登録責任者は日本人（日本国籍）の方とします。

(4) 入校者全員の名簿

7 入校システムの事前登録について ※別紙参照

- ・ QRコードによる入校システムを使用いただきます。
- ・ 入校者の登録ができるのは団体責任者の方のみです。
- ・ 登録には、入校される方の ①氏名 ②電話番号 ③証明書写真 ④顔写真 が必要です。
- ・ 1度に入校できる人数は50名です。それ以上入校する場合は事前にご連絡下さい。
- ・ 原則2週間前の申請をお願いします。

8 利用方法

① 警備員のチェックを受けて、入校してください。

② 使用当日は、学校施設使用許可書またはその写しを必ず当日の使用する方が持参ください。警備員等に提示を求められることがあります。

→この時の使用代表者も日本人（日本国籍）の方とします。

③ 利用中は学校職員や警備員の指示に従ってください。

④ 誓約書のとおり、各種ルールを守って使用してください。

⑤ 指定の期日までに、使用料金をお支払いください。

・ 口座名義：北京日本人学校

・ 銀行口座：中国銀行总行 778350021712